



No. 10
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成27年度第3回

一般国道8号

や す りっ とう
野洲栗東バイパス

【再評価】

平成27年11月
近畿地方整備局

事業全体図

一般国道8号 野洲栗東バイパス

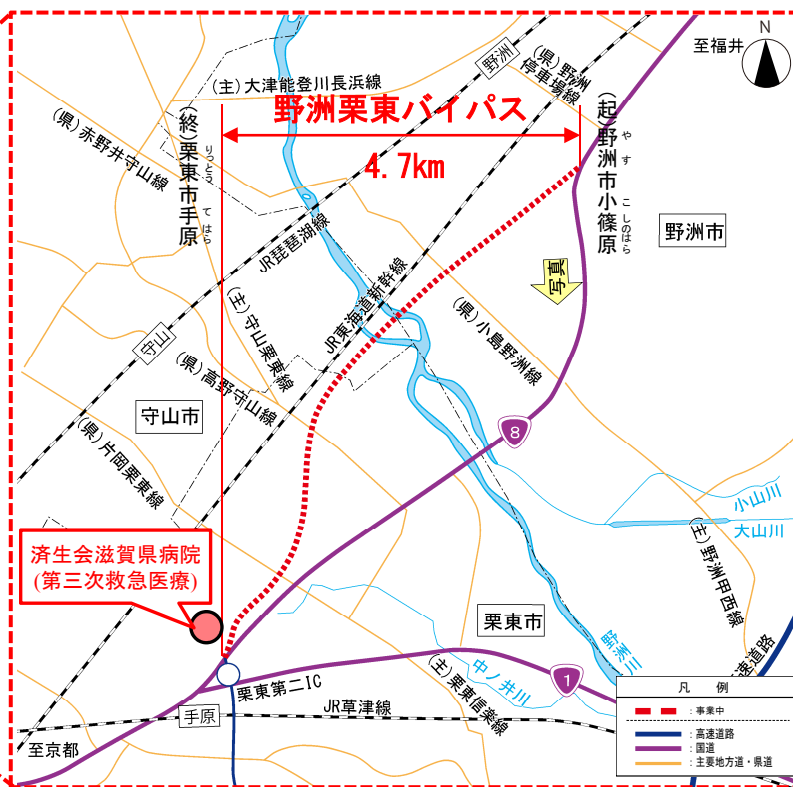
一般国道8号は、新潟県新潟市を起点とし、京都府京都市に至る延長約600kmの幹線道路であり、古くから沿道地域の産業や文化の発展に大きな役割を果たしてきました。一般国道8号の野洲市から栗東市までの区間は、沿道に工場、店舗、住宅等が連たんしており、地域経済と地域の日常生活を支える幹線道路として広く利用されています。

野洲栗東バイパスは、国道8号の交通混雑の緩和、交通安全の確保、沿道環境の改善、救急救命活動の支援を図ることを目的とした延長4.7kmの道路です。

広域図



位置図



御上神社前交差点付近の渋滞状況
撮影日：平成27年9月15日8時台

【 凡 例 】	
	野洲栗東バイパス
	高規格幹線道路
	一般国道

凡 例	
	事業中
	高速道路
	国道
	主要地方道・県道

事業の概要

一般国道8号 野洲栗東バイパス

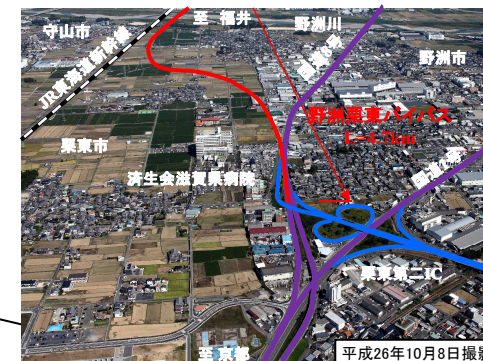
事業の目的

- 交通混雑の緩和
- 交通安全の確保
- 沿道環境の改善
- 救急救命活動の支援

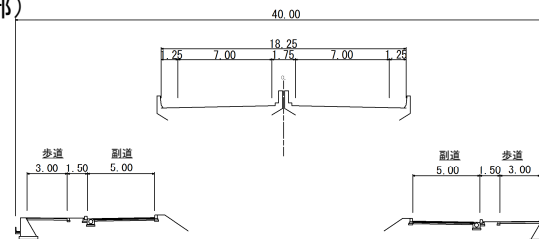
事業の概要、進捗状況

区間	(起) 滋賀県野洲市小篠原 (終) 滋賀県栗東市手原
道路延長	4.7km
構造規格	第3種第1級
設計速度	80km/h
車線数	4車線
標準幅員	40.0m
計画交通量	33,200/日
全体事業費	290億円
事業化	昭和57年度
都市計画決定	平成12年5月
用地着手	平成25年度
工事着手	—
開通延長	—
事業進捗率	約7% (平成27年3月末現在)
用地取得率	約16% (面積ベース、平成27年3月末現在)

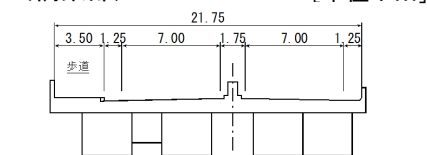
位置図



(高架部)



(橋梁部)



[単位: m]

再評価の視点

一般国道8号 野洲栗東バイパス

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	前回再評価時点(H24年11月)から大きな変化なし	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通量に大きな変化がなく、交通容量を超過。 ■ 死傷事故率が高く、滋賀県内直轄国道の平均を大きく超過。
2) 事業の整備効果	前回再評価時点(H24年11月)から大きな変化なし	
3) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 1.3 残事業B/C 1.4
4) 地域における計画等	前回再評価時点(H24年11月)から大きな変化なし	
事業の進捗の見込みの視点	進捗率(事業費) 約 7 % 用地取得率(面積) 約 16 %	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	新技術、新工法の採用など引き続き検討	

■滋賀県知事

平成27年11月19日 滋道 第620号

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

一般国道8号野洲栗東バイパスについては、対応方針(原案)で【事業継続】とされているとおり、事業効果の早期発現に向けてさらなる整備促進をお願いしたい。

地元も交通混雑、交通事故等の課題解消のため、当該事業の早期完成を強く望んでおり、一層の事業推進にあたって必要な予算の確保に取り組んでいただきたい。

なお、滋賀県としても事業促進に最大限の努力をまいります。

一般国道8号^{やすりっとう}野洲栗東バイパスは、事業の必要性等に関する視点に変更はなく、事業の進捗の見込みの視点から継続が妥当と判断できる。

引き続き事業を推進し、早期の開通を目指すことが適切である。

事業継続

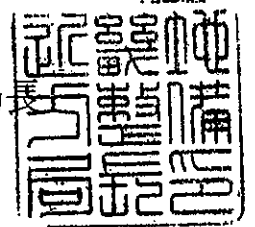


国近整企画122号

平成27年11月4日

滋賀県知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成27年11月30日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成27年11月19日(木)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【道路事業】

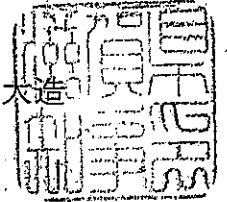
事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道8号野洲栗東バイパス	事業継続	
一般国道161号小松拡幅	事業継続	
一般国道307号信楽道路	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

滋 道 第 620号
平成27年(2015年)11月19日

国土交通省
近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 三日月 大造



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成27年11月4日付け国近整企画122号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

一般国道8号野洲栗東バイパス、一般国道161号小松拡幅、および一般国道307号信楽道路の3事業については、対応方針(原案)(案)で【事業継続】とされているとおり、事業効果の早期発現に向けてさらなる整備促進をお願いしたい。

地元も交通混雑、交通事故等の課題解消のため、当該事業の早期完成を強く望んでおり、一層の事業推進にあたって必要な予算の確保に取り組んでいただきたい。

なお、滋賀県としても事業促進に最大限の努力をまいります。